平成２６年（再ロ）第１号

福島県郡山市田村町桜ケ丘２丁目249番地
再生債務者　鈴木　典忠
１　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年５月16日まで
４　一般異議申述期間　平成26年５月29日から平成26年６月５日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２５年（再ロ）第１００２号

茨城県筑西市直井1146番地６
再生債務者　石井　健司
１　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月５日から平成26年６月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（再ロ）第１００３号

茨城県筑西市直井1146番地６
再生債務者　石井　美紀
１　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月５日から平成26年６月26日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月５日から平成26年６月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

日本郵政共済組合定款の一部変更について

日本郵政共済組合定款（平成12年９月29日制定）の一部を次のように変更する。
平成26年３月31日
日本郵政共済組合代表者　西室　泰三
第31条第１項の表中「$\frac{6.46}{1,000}$」を「$\frac{6.05}{1,000}$」に、「$\frac{12.92}{1,000}$」を「$\frac{12.10}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{6.46}{1,000}$」を「$\frac{6.05}{1,000}$」に改める。
第34条中「、宿泊経理」を削る。
附　則
１　この変更は、平成26年４月１日から施行する。
２　変更後の第31条第１項及び第２項の規定は、平成26年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１３号

京都府宇治市大久保町上ノ山43番地の１　藤和ライブタウン宇治大久保102号
再生債務者　西浦　敬三
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年４月15日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年５月26日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１００６８号

東京都町田市森野６―330―８
再生債務者　鶴屋元太郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年１月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第５号

旭川市神楽岡５条７丁目１番20号　清水マンションC102
再生債務者　金子　健之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年４月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月25日　旭川地方裁判所民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので、公告します。
この合併の概要は、次のとおりです。
一、効力発生日は、平成二十六年九月一日となります。
二、合併後存続する甲の資本金の額は、七百億円となります。なお、合併による資本金の額の増加はありません。
三、乙の株主に対する金銭等の割当ては行いません。また、乙は新株予約権を発行していないため、乙の新株予約権者に対する新株予約権または金銭の割当ては行いません。
四、乙の保険契約者の合併後における権利は、合併の効力発生日において甲に引き継がれます。また、甲は、この合併の効力発生日をもって、商号を損害保険ジャパン日本興亜株式会社に変更いたします。
この合併に対し異議のある保険契約者その他の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度の有価証券報告書提出済
（乙）http://www.nipponkoa.co.jp/ir/
平成二十六年五月八日
東京都新宿区西新宿一丁目二六番一号
（甲）株式会社損害保険ジャパン
取締役社長　櫻田　謙悟
東京都千代田区霞が関三丁目七番三号
（乙）日本興亜損害保険株式会社
取締役社長　二宮　雅也

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七億一千四百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社は計算書類の公告義務はありません。
平成二十六年五月八日
東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング
プロロジス・ジャパンエフ・サブ有限会社
取締役　田所　広有

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十三日を基準日と定め、同日午後三時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年六月十七日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十六年五月八日
東京都台東区蔵前一丁目五番１号
株式会社テクノフレックス
代表取締役　前島　岳

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十三日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年六月二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十六年五月八日
大阪府茨木市横江一丁目一番二二号
株式会社フォトボルテック
代表取締役　池田　真樹

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十六年五月八日
札幌市中央区南一条西一二丁目
株式会社山崎火薬銃砲店
代表取締役　山崎　昭

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十六年五月八日
東京都世田谷区若林一丁目二九番二号
昌栄電機株式会社
代表取締役　田口　人生

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十六年五月八日
東京都港区西新橋三丁目二一番八号
株式会社アイ・プロモーション
代表取締役　伊藤　理以